

(様式第2号)

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属 農業大学校

農業大学校の授業料等の減免

根拠条文

鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例

第16条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、授業料、受講料、入校選抜手数料及び入校料並びに使用料を減額し、又は免除することができる。

鳥取県立農業大学校管理規則

第18条 条例第16条の規定による授業料、入校選抜手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）の減免は、性行、学業とも良好な学生であつて、授業料等の納付が困難であると認められるものについて行う。

2 授業料等の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第8号）を校長に提出しなければならない。

審査基準

「鳥取県立農業大学校管理規則」第18条第1項（上記根拠条文参照）

「鳥取県立農業大学校授業料等減免実施要領」

「県立高等学校授業料減免実施に係る取扱いについて」

「鳥取県県立高等学校授業料等減免実施要項」

（農業大学校で閲覧可能です。）

標準処理
期間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備考
	受付		処理		
機関	農業大学校	機関	農業大学校		
10日	期間	日	期間	10日	